名取市内企業・事業所　様

〒981-1224

名取市増田字柳田243

名取市商工会

TEL　022-382-3236（代）

FAX 022-382-3406

**名取市商工会への加入について（ご依頼）**

拝啓　時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会事業に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、商工会は「商工会法」により県知事の許可を得て、設置されている公益法人です。

商工会は、多くの商工業者が業種や技能の相違をこえて、商工会活動に参加する中で、企業経営を学び、連帯を深めながら、商工業の振興を図るとともに、地域社会の発展に貢献しています。

ぜひ、この機会に商工会へのご加入をお願い申し上げます。電話等でご連絡いただければ、お伺いし入会手続きをいたします。

☆会費の額　均等割+従事者割＝月額会費

①一般基準表（尚、大規模小売店舗、定款会員、特別会員、賛助会員につきましては別途基準になります）

|  |  |
| --- | --- |
| 均　　　等　　　割 | 従　事　者　割 |
| 個　　人 | 法　 　　　人 | 個人・法人共通 |
| 口数 | 会費月額（円） | 資　本　金 | 口数 | 会費月額 | 従事者割 | 口数 | 会費月額（円） |
| 6 | 600 | 100未満 | 6 | 600 | 2人以下 | 1 | 100 |
|  | 100以上300未満 | 7 | 700 | 3人以下 | 2 | 200 |
| 300以上500未満 | 8 | 800 | 4人以下 | 3 | 300 |
| 500以上1,000未満 | 11 | 1，100 | 5人以下 | 4 | 400 |
| 1,000以上 | 13 | 1，300 | 6人～10人 | 6 | 600 |
|  | 11人～15人 | 8 | 800 |
| 16以上 | 10 | 1，000 |

※従事者数　　常時従事している従事者数で個人会員は事業主・家族従業員（給与・専従者控除を受けている者）法人会員は役員を含む。

※従事者数内訳（下欄にご記入ください）

（個　人）　　　　　　　　　　　　　　（法　人）

事業主　　　　　名　　　　　　　　　　役　員　　　　　　　　名

専従者　　　　　名　　　　　　　　　　従業員　　　　　　　　名

従業員　　　　　名

※任意（自己都合など）脱会の場合、商工会費は年度末までいただきます。

※法定（事業廃止・倒産など）脱会は、発生した月まで会費を頂きます。